

県・市町村間行財政システム改革推進協議会 平成 21 年度 of 取組の概要

1 権限移譲の実施について

県・市町村間の協議を踏まえ、事務処理の特例に関する条例に基づき、新規に事務を移譲するとともに、移譲対象市町村や移譲対象事務を追加し、県から市町村への権限移譲を実施した。

平成 21 年度の移譲項目数は、以下の 16 項目。

1	新規に移譲するもの	5 項目
2	既に移譲済みの項目に対象市町村を追加するもの	8 項目 (うち書類の経由 1 項目)
3	既に移譲済みの項目に対象事務を追加するもの	3 項目
		計 16 項目

平成 21 年度中に決定した平成 22 年度の移譲項目数は、以下の 23 項目。

1	新規に移譲するもの	7 項目 (うち書類の経由 1 項目)
2	既に移譲済みの項目に対象市町村を追加するもの	13 項目
3	既に移譲済みの項目に対象事務を追加するもの	3 項目
		計 23 項目

2 包括的権限移譲の仕組み (チャレンジ市町村制度) について

市町村の意向を尊重しながら一定のまとまりのある権限を計画的に移譲する「包括的権限移譲」については、平成 17 年 9 月に開催された第 12 回協議会において、それまでの検討結果を「包括的権限移譲の仕組み (「チャレンジ市町村制度」) の取組方針」として、決定したところであるが、平成 21 年度においては、前年度に引き続き、検討対象権限の「リスト」と翌年度の移譲に向けた協議対象の「メニュー」について、県・市町村の実務担当者による意見交換会等を経ながら、さらに検討を加え、拡充を行った。

3 「地域主権改革推進一括法」による市町村への権限移譲の法制化に向けた基本的な対応について

地方分権改革における市町村への権限移譲については、平成 22 年夏を目途とする「地域主権戦略大綱」の策定を経て、「地域主権改革推進一括法（第 2 次）」により法制化が図られる予定であり、法の施行により、同時期に多くの事務が県から市町村に移譲される可能性があるため、県・市町村間行財政システム改革推進協議会に設置された各検討部会を活用して実務的な検討を行うことなど、検討方法や検討課題等を確認した。